

議案第67号

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和3年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（観覧料）

第4条 拠点施設が展示する展示品を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

第10条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「観覧料及び使用料」に改め、同条中「前条に規定する使用料」を「第4条に規定する観覧料及び前条に規定する使用料」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「使用料」を「観覧料及び使用料」に改める。

第16条第2項中「別表に規定する使用料」を「別表第1に規定する観覧料及び別表第2に規定する使用料」に改め、同条第3項中「第10条から第12条及び別表の規定中「使用料」」を「本条例の規定中「観覧料」、「使用料」及び「観覧料及び使用料」」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の表を加える。

別表第1（第4条関係）

区分		個人	団体（15人以上）
観覧料	一般（15歳以上の者。ただし、中学生を除く。）	200円	150円
	中学生以下	無料	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

加西市地域活性化拠点施設「sora かさい」については、平和の大切さを学ぶ機会の創出、住民交流及び地域活性化を促進するため、開館以来、入館料を無料としていたが、今後の設備や建物の維持管理について、受益者による負担を求め、令和6年4月1日から、観覧料を徴収するため所要の改正を行うもの。 (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概 要】

区分		個人	団体 (15人以上)
観覧料	一般 (15歳以上の者。ただし、中学生を除く。)	200円	150円
	中学生以下	無料	

政策等の形成過程説明資料

令和5年12月定例会

議案等の 件名	議案第67号	政策等 の区分	計画・事業・ 条例
	加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		その他(

①【政策等を必要とする理由】

加西市地域活性化拠点施設「soraかさい」については、平和の大切さを学ぶ機会の創出、住民交流及び地域活性化を促進するため、開館以来、入館料を無料としていたが、今後の設備や建物の維持管理について、受益者による負担を求め、令和6年4月1日から、観覧料を徴収するため所要の改正を行うもの。

②【検討した他の政策等の内容】

特になし。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・姫路市平和資料館条例
- ・広島平和記念資料館条例
- ・沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例
- 他

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策7	地域資源の活用と人の流れの創出
基本計画	施策19	歴史・文化の再発見と交流拡大

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
30,000				30,000

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

R5年度の指定管理料:39,000千円
 観覧料の収入:200円×70千人=14,000千円
 人件費等のコスト増:5,000千円
 利用料金制によって、観覧料を指定管理者の収入とすることにより、縮小した場合の指定管理料:30,000千円(年間)

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

受益者負担の考えによる市民の皆様の負担の公平性の確保
 指定管理料の見直し(縮減)による市民への負担軽減(利用料金制により観覧料を指定管理者の収入とする場合)

担当部局	担当課	添付資料の有無
地域部	観光課	有・ 無